

コラボ会員 会費規定

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人耐震性能見える化協会（以下「当法人」と言う。）の運営あたり、会員が負担すべき会費等について定めることを目的とする。

第2条（会費の納付）

入会を希望する者は、入会の承認を受けた後、年会費を当法人が指定した期日までに当法人が指定する金融機関口座に振り込むことにより入会となる。

第3条（入会金）

会員は、入会時に入会金として12万円を負担する。

第4条（年会費）

会員は、事業年度（毎年4月1日より翌年3月31日とする。）毎に年会費を負担する。

2. 事業年度における年会費額は、12万円とする。
3. 会員が事業年度の途中に入会する場合は、入会月より事業年度末（3月31日）までの期間について、前項に規定する年会費を月割計算（1か月に満たない場合は、1か月とする。）により支払うものとする。
4. 会員は、当法人が指定した期日までに年会費を当法人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

以上

(2019.10.31)